

特養利用料金(多床室)

R4.10.1

対象者	要介護 程度	居住費	食費	介護サービス 1割負担	日常生活 継続支援加算	看護体制加算		夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算	介護職員処遇 改善加算	介護職員等 特定 処遇改善加 算	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	合計金額 (円)	
						I							1日合計	1か月合計(30日)
第一段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	①	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	9,000
	②													
	③													
	④													
	⑤													
第二段階 合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入 額の合計額が80万円以下	①	370	390	812	36	4	13	12	61	20	12	61	1,593	47,790
	②			741					67	22	13	67	1,668	50,040
	③			812					73	24	14	73	1,748	52,440
	④			878					78	25	15	78	1,821	54,630
	⑤			942					84	27	16	84	1,894	56,820
第三段階① 配偶者が非課税 かつ預貯金等が 合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入 額の合計額が80~120万 以下	①	370	650	812	36	4	13	12	61	20	12	61	1,853	55,590
	②			741					67	22	13	67	1,928	57,840
	③			812					73	24	14	73	2,008	60,240
	④			878					78	25	15	78	2,081	62,430
	⑤			942					84	27	16	84	2,154	64,620
第三段階② 配偶者が非課税 かつ預貯金等が 合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入 額の合計額が120~266万 以下	①	370	1360	812	36	4	13	12	61	20	12	61	2,563	76,890
	②			741					67	22	13	67	2,638	79,140
	③			812					73	24	14	73	2,718	81,540
	④			878					78	25	15	78	2,791	83,730
	⑤			942					84	27	16	84	2,864	85,920
第四段階 上記以外の方 (266万以上)	①	940	1,500	812	36	4	13	12	61	20	12	61	3,273	98,190
	②			741					67	22	13	67	3,348	100,440
	③			812					73	24	14	73	3,428	102,840
	④			878					78	25	15	78	3,501	105,030
	⑤			942					84	27	16	84	3,574	107,220
第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上	①	940	1,500	1,350	72	8	26	24	122	40	24	122	4,106	123,180
	②			1,482					134	44	26	134	4,256	127,680
	③			1,624					146	48	28	146	4,416	132,480
	④			1,756					156	50	30	156	4,562	136,860
	⑤			1,884					168	54	32	168	4,708	141,240

【その他加算】

- ・安全対策体制加算
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)

20円/入所時1回加算
110円/月

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)

20円/月
50円/月

居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。
非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金、遺族年金・障害年金を指します。